

＜重要＞塾生保護者の皆様は必ずご確認ください。

慶應義塾大学からの重要なお知らせです。



2024 年度

慶應義塾 塾生総合補償制度 (団体総合生活保険)

正課活動中だけでなく、国内外問わず課外活動や
インターンシップ、アルバイト中のケガや
賠償事故にも対応しています。

団体割引
25%適用

1日あたりわずか
43円
※4DJタイプの場合

お申し込みは
WEBで3分!



■保険料は一括払いのため毎年の手続きは不要です。卒業までの安心を24時間補償します。

■ノート型パソコンやタブレット※の破損や盗難も補償します。

※モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末やスマートフォン、携帯電話は対象外です。

お申込締切日：2024年3月29日（金）

入学手続きと同時に申し込みください。締切日を過ぎましてもご加入いただくことは可能です。

新入生・保護者の皆様へ



慶應義塾長
伊藤 公平



“気品の泉源、智徳の模範

・・・以って全社会の先導者たらんことを欲するものなり”

新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。保護者の皆様にも、心からお慶びを申し上げます。

慶應義塾は、幕末の1858年に福沢諭吉により創立されました。福沢諭吉は学問を修める過程で、「智徳」とともに「気品」を重視し、社会の先導者にふさわしい人格形成を志しました。福澤が門下生たちにその志を託した「慶應義塾の目的」と呼ばれる一文があります。

「慶應義塾は単に一所の学塾として自から甘んずるを得ず。其目的は我日本国中に於ける気品の泉源、智徳の模範たらんことを期し、之を實際にしては居家、処世、立国の本旨を明にして、之を口に言ふのみにあらず、躬行実践、以て全社会の先導者たらんことを欲するものなり」

これは慶應義塾の真に目的とするところを最も簡明に言い表した一文として知られています。この慶應義塾の目的はすべての新入生の皆さんが共有すべき目標です。気品の泉源、智徳の模範としての高みを目指し、全社会、すなわち全世界を正しい方向に先導するために、皆さんはこれからの大学生活において学問に励み、課外活動に精を出し、生涯の友と出会っていきます。慶應義塾の「義塾」とは英国のpublic schoolの訳で、まさに公共の発展に尽くすという高い志をもった学生が集まる塾ということです。皆さんは素晴らしい仲間恵まれ、互いに助け合い、高め合いながらこれからの大学生活を過ごすこととなります。

是非とも、慶應義塾大学が用意してきた、そして用意していくすべてのリソースを存分に活用することで、これからの大学生活が豊かで楽しく充実したものとなることを祈念しております。

新入学生並びに保護者の皆様へ

慶應義塾常任理事
天谷 雅行



この度はご入学おめでとうございます。

慶應義塾大学では、塾生の皆様が有意義な学生生活を送ることができるよう、教育研究環境の充実を図ると共に、学生健康保険互助組合(学生健保)や学生教育研究災害傷害保険(学研災)等による補償の充実に努めています。

しかしながら、それらの制度では日常生活全体を十分にカバーしておらず、思わぬトラブルに巻き込まれることや、意図せずに加害者になってしまうことも考えられます。そこで、慶應義塾大学では、皆さんがより豊かで安心できる学生生活を過ごせますように「慶應義塾 塾生総合補償制度」を創設し、慶應義塾の保険取扱代理店である「株式会社慶應学術事業会」を窓口として、新入学生並びに保護者の皆様に参加を強くおすすめしています。

本制度は塾内外問わず様々なリスクに対する補償に割安な保険料でご加入いただけます。また、「株式会社慶應学術事業会」は慶應義塾が設立した慶應義塾の一機関(グループ企業)ですので、万が一の場合にも慶應義塾と連携し迅速・適切な対応が可能となります。

つきましては、本趣旨にご理解を賜り、是非とも本制度にご加入いただきますようお願い申し上げますと共に、皆様がこれから楽しく充実した学生生活を過ごされることを心からお祈り申し上げます。

万が一の時に役に立つ制度です！

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については別紙の塾生総合補償制度の補償内容をご確認ください。

1	国内・国外	他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったとき	示談交渉サービス付
		個人賠償責任(家族型)	
2	国内	電車内で痴漢をされたり、SNS上で悪口を記載されたとき	
		弁護士費用等(人格権侵害等)	
3	国内	SNS上で悪口を記載されたとき、ストーカー行為を受けたとき	
		トラブル対策費用	
4	国内	塾生本人がケガをしてしまったとき	地震・噴火・津波による場合も補償します。
		傷害補償	
5	国内・国外	塾生本人が病気で入院されたとき	
		入院医療	
	国内・国外	保険料控除制度についてのお知らせ	

6,7	国内・国外	扶養者に万が一のことがあったとき	地震・噴火・津波による場合も補償します。
		育英費用	
8	国内・国外	緊急時の救援・捜索費用が生じたとき	
		救援者費用等	
9	国内・国外	外出時に偶然な事故で携行品を壊してしまったとき	
		携行品損害(自己負担額:5,000円)	
10	国内	借りているマンション・アパートで火災をおこしてしまったとき	一人暮らし限定
		借家人賠償責任	
11	国内	借りているマンション・アパートで盗難の被害に遭ったとき	一人暮らし限定
		生活用動産(自己負担額:5,000円)	

※1 情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度となります。

※2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※3 独立生計の塾生はお選びいただけません。対象外のタイプをお選びください。

※4 学資費用の補償金額は毎年の授業料等の大学への納付金(除く入学金)を基準にお選びください。学業費用支払期間(保険責任の開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)はそれぞれ卒業予定年次までの期間です。

※5 免責金額(自己負担額):5,000円

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生等)用です。以下に該当する6業種(*)の職業のいずれかに継続的に従事している方は職種級別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。(ご加入後に該当することになった場合も、遅滞なくご連絡くださいますようお願いいたします。)

(*)「自動車運転者」「建設作業者」「農林作業者」「漁業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つる製品製造作業者」

ご加入タイプのご案内

自宅から通学する塾生向けタイプ

自宅から通学する塾生向けタイプ															
保険期間			4年間				6年間			2年間			3年間		
タイプ名			4AJタイプ	4BJタイプ	4CJタイプ	4DJタイプ	4EJタイプ	4FJタイプ	4GJタイプ	4HJタイプ	4IJタイプ	4JJタイプ	4KJタイプ	4LJタイプ	4MJタイプ
一括払保険料			104,360円	123,910円	143,460円	63,010円	296,720円	420,520円	87,250円	45,590円	50,820円	33,930円	72,900円	84,260円	48,460円
1	個人賠償責任※1		国内:無制限／国外:1億円				国内:無制限／国外:1億円			国内:無制限／国外:1億円			国内:無制限／国外:1億円		
2	弁護士費用等(人格権侵害等) (支払限度額)		300万円				300万円			300万円			300万円		
3	トラブル対策補償 (支払限度額)		20万円				20万円			20万円			20万円		
4	塾生本人のケガ	死亡・後遺障害	300万円				300万円			300万円			300万円		
		入院保険金日額	4,000円				4,000円			4,000円			4,000円		
		手術保険金※2	入院保険金日額の10倍(入院中の手術)／5倍(入院中以外の手術)				入院保険金日額の10倍(入院中の手術)／5倍(入院中以外の手術)			入院保険金日額の10倍(入院中の手術)／5倍(入院中以外の手術)			入院保険金日額の10倍(入院中の手術)／5倍(入院中以外の手術)		
		通院保険金日額	2,000円				2,000円			2,000円			2,000円		
		天災危険補償 (傷害、育英費用および学業費用)、熱中症補償、細菌性食中毒補償、特定感染症危険補償	補償対象				補償対象			補償対象			補償対象		
5	塾生本人の疾病入院保険金日額		4,000円				4,000円			4,000円			4,000円		
6	扶養者	育英費用※3	100万円	100万円	100万円	対象外	100万円	100万円	対象外	100万円	100万円	対象外	100万円	100万円	対象外
7		学資費用<傷害・疾病>※3,4 (年度毎の支払限度額)	100万円	150万円	200万円	対象外	250万円	400万円	対象外	100万円	150万円	対象外	100万円	150万円	対象外
8	救援者費用等		100万円				100万円			100万円			100万円		
9	携行品損害※5		20万円				20万円			20万円			20万円		

慶應義塾の団体割引**25%**適用
により保険料が割安!!

下記以外の補償は上記タイプと同じです。

※一人暮らしの塾生の方は、マンション・アパートを借りる際、大家さんに借家人賠償責任保険と生活用動産の補償を勧められてご加入済の場合は補償が重複しますので、一人暮らしの塾生向けオプションタイプのご加入は不要です。上記の自宅から通学する塾生向けタイプからお選びください。

一人暮らしの塾生向けオプションタイプ

保険期間		4年間				6年間			2年間			3年間		
タイプ名		4AGタイプ	4BGタイプ	4CGタイプ	4DGタイプ	4EGタイプ	4FGタイプ	4GGタイプ	4HGタイプ	4IGタイプ	4JGタイプ	4KGタイプ	4LGタイプ	4MGタイプ
一括払保険料		122,870円	142,420円	161,970円	81,520円	322,350円	446,150円	112,880円	55,550円	60,780円	43,890円	87,140円	98,500円	62,700円
10	借家人賠償責任	1,500万円				1,500万円			1,500万円			1,500万円		
11	生活用動産※5	100万円				100万円			100万円			100万円		

※1～5および職種級別の注記については4ページ下をご確認ください。

ご加入方法

できるかぎり入学手続きと同時に申し込みください。
5月中旬頃、加入者(保護者)様宛に加入者票を郵送いたしますので、ご卒業まで大切に保管してください。

【締切日以降にお申込みの際のご注意点】
Web申込の場合は、「2024年4月1日～ お手続き用」のQRコード・URLからお申し込みください(保険料はWeb上でご確認いただけます)。払込取扱票をご利用の場合は、保険料につきましては株式会社慶應義塾事業会までメールにてお問合せ下さい。
<お問い合わせ先> hoken@keioae.com

①Web申込(クレジットカード決済※)

～2024年3月31日 お手続き用				2024年4月1日～ お手続き用			
保険期間4年	保険期間6年	保険期間2年	保険期間3年	保険期間4年	保険期間6年	保険期間2年	保険期間3年
							
http://ezoo.jp/ds2/A011950000012404	http://ezoo.jp/ds2/A011951000012404	http://ezoo.jp/ds2/A010676000012404	http://ezoo.jp/ds2/A009785000012404	http://ezoo.jp/ds5/A0119500000124042309	http://ezoo.jp/ds5/A0119510000124042309	http://ezoo.jp/ds5/A0106760000124042309	http://ezoo.jp/ds5/A0097850000124042309

※保険料は6月(保険始期4月1日の場合)に請求されますので、クレジットカードの有効期限にご注意ください。なお、引き落としされる日は各カード会社によって異なります。

②払込取扱票 (ゆうちょ銀行または郵便局でお支払い)

記入例をご参照の上、払込取扱票に必須事項をご記入いただき、ゆうちょ銀行または郵便局にて保険料をお支払いください。

こんなときにお役に立ちます！

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については別紙の塾生総合補償制度の補償内容をご確認ください。

1	個人賠償責任	国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。 *1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。	事例 ●自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。 ●レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。
2	弁護士費用等(人格権侵害等)	国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。 *1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。 *2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。 *3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。	事例 ●自転車に轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。 ●電車内で痴漢*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。 ●子どもが学校で、所持品を壊される、SNS上で悪口を記載される等により、不登校になったため、子どもにカウンセリングを受けさせたい。 ●連日ストーカー行為を受けるので、護身用のグッズを購入したい。
3	トラブル対策費用	国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為・嫌がらせ*1等により精神的苦痛を被った場合*2に、防犯対策グッズの購入、転校やカウンセリング*3に要する費用を負担したときに保険金をお支払いします。 *1 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。 *2 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。 *3 臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー(スクールカウンセラーとして従事する者を含みます。)によるカウンセリングに限りです。	事例 ●子どもが学校で、所持品を壊される、SNS上で悪口を記載される等により、不登校になったため、子どもにカウンセリングを受けさせたい。 ●連日ストーカー行為を受けるので、護身用のグッズを購入したい。
4	傷害補償	国内外において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより ①死亡したとき ②後遺障害が生じたとき ③入院したとき ④手術したとき ⑤通院したとき ⑥に保険金をお支払いします。 特定感染症*1を発病した場合や熱中症になった場合にも保険金をお支払いします。 *1 特定感染症の定義については、別紙の塾生総合補償制度の補償内容をご確認ください。	事例 ●部活動中に靱帯を痛め入院し、退院後に通院した。
5	入院医療	国内外において、病気で2日以上入院した場合、同一の病気による入院について60日を限度に保険金をお支払いします。	事例 ●虫垂炎で入院した。
6	育英費用	扶養者のケガに伴う死亡・重度後遺障害により扶養されなくなった場合に保険金(一時金)をお支払いします。	事例 ●扶養者が自動車事故で亡くなった。
7	学資費用	扶養者のケガに伴う死亡・重度後遺障害、扶養者の病気による死亡により扶養されなくなり、授業料等を負担した場合に保険金をお支払いします。	事例 ●扶養者ががんを患い亡くなり、授業料を支払うことが困難になった。
8	救援者費用等	国内外において、急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより3日以上入院した場合等で、親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に保険金をお支払いします。	事例 ●乗っていた船舶が遭難し、捜索救助費用を負担した。 ●ケガで長期入院することになり、家族に駆けつけてもらうことになった。
9	携行品	国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします(時価額が上限となります)。 ※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。 ※お支払いする保険金は購入価格ではなく、時価額と修理費用のいずれか低い金額となります。(免責金額:5,000円)	事例 ●旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。 ●外出中、カバンをひったくられた。

下記10,11は「一人暮らし塾生向けオプションプラン」にセットされています。

10	借家人賠償責任	国内における借用戸室での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。 ※示談交渉は東京海上日動では行いません。 ※ご親族の住居に下宿する場合は自宅生となります(住宅内生活用動産も同じです)。	事例 ●失火により借家を焼失させてしまった。 ●給排水設備の漏水事故で建物内部を水浸しにしてしまい、壁紙を張り替えた。
11	住宅内生活用動産	国内において、保険の対象となる方の所有する家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします(時価額が上限となります)。(免責金額5,000円) ※サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券、定期券、貴金属、宝石、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。 ※建物外に持ち出している間も補償されます。	事例 ●火災により家財が焼失してしまった。 ●空き巣が入り、家財が盗難にあった。

保険期間

2024年4月1日午前0時より

4年間	2028年4月1日午後4時まで	2年間	2026年4月1日午後4時まで
6年間	2030年4月1日午後4時まで	3年間	2027年4月1日午後4時まで

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

●メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談
常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

がん専用相談窓口
がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

予約制専門医相談
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

転院・患者移送手配*2
転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

●介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

電話介護相談
ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「も忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介*2
「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

受付時間: ●電話介護相談 :午前9時～午後5時
●各種サービス優待紹介 :午前9時～午後5時

【いずれも土日祝日、年末年始を除く】

0120-428-834

インターネット介護情報サービス
情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報を提供します。
[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

●デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

法律・税務相談
提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談
公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

受付時間: ・法律相談 :午前10時～午後6時
・税務相談 :午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談 :午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 :午前10時～午後4時

【いずれも土日祝日、年末年始を除く】

0120-285-110

暮らしの情報提供
グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

●いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

**【対象となる補償】
弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合**

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス
いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。
※弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。
※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

受付時間: いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス:
午前10時～午後6時

【いずれも土日祝日、年末年始を除く】

0120-300-575

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス:
午前7時30分～午前9時30分 /
午後5時～午後10時

0120-106-670

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス
痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。
なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。
※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動グループ会社または提携会社を通じて提供します。
- メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なるい程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

万一の事故のとき! 事故が発生した場合は直ちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

事故受付センター(東京海上日動安心110番) **0120-720-110** (365日・24時間)

～ 補償内容・ご加入お手続きに関するお問い合わせ先 ～

【お問い合わせ先(取扱代理店)】	【引受保険会社】
株式会社慶應学術事業会 塾生総合補償制度担当 e-mail : hoken@keioae.com TEL:03-3453-3846 受付時間:月～金 8:30～17:00 〒108-8345 東京都港区三田2-15-45 慶應義塾大学三田キャンパス内	東京海上日動火災保険株式会社 (担当課)公務第二部 文教公務室 TEL:03-3515-4133 受付時間:月～金 9:00～17:00 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4



慶應学術事業会のご紹介
慶應義塾出資子会社の一社として、慶應義塾の経営に寄与することを目的として、慶應義塾の施設管理事業、社会人教育事業(慶應丸の内シティキャンパス)、慶應カード事務局、保険代理店事業を担っています。

慶應義塾 塾生総合補償制度の補償内容 概要

この保険は、慶應義塾を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として慶應義塾が有します。

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

◎このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店または保険会社にご照会ください。また、加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
個人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額*3を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行っています。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。	
	*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品 等 *3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。		
弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)＋本人のみ補償特約(弁護士費用等補償特約)(人格権侵害等)用	国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合 ■保険の対象となる方ご本人が急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合 ■保険の対象となる方ご本人が不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ■保険の対象となる方ご本人が痴漢、スローカー行為、嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ▶1つの原因事故*5について300万円を限度に保険金をお支払いします*6。 ※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者、保険の対象となる方、その配偶者*1またはそれらの同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為*2、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*4 ・労働災害により生じた身体の障害*3または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*3 ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発がん性等に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害*3または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者*5の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*3または財物の損壊等*4 ・保険の対象となる方もしくはその配偶者*1、またはそれらの親族等が賠償義務者*5である場合 等 *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。) ①婚姻意思*6を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること ③戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	
	*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 *5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *6 弁護士等*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。 *7 弁護士または司法書士をいいます。 *8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。 *9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。) ①婚姻意思*10を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。) ①婚姻意思*6を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *2 保険金のお支払対象となる原因事故*7による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。 *3 病気またはケガをいいます。 *4 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *5 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 *6 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。 *7 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。	

弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) + 本人のみ補償特約(弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)用)

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
トラブル対策費用補償特約	国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担した場合 ■保険の対象となる方ご本人が急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合 ■保険の対象となる方ご本人が不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合 ■保険の対象となる方ご本人が痴漢、ストーカー行為、嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合 ▶1つの原因事故*5について、防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用合算で20万円を限度に保険金をお支払いします。	※防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者、保険の対象となる方、その配偶者*1またはそれらの同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為*2、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*4 ・労働災害により生じた身体の障害*3または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*3 ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害*3または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者*5の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*3または財物の損壊等*4 ・保険の対象となる方もしくはその配偶者*1、またはそれらの親族等によって生じた原因事故*7である場合等
	*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*6、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 *5 保険金の受取人が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担するに至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *6 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。) ①婚姻意思*6を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。) ①婚姻意思*6を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *2 保険金のお支払対象となる原因事故*7による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。 *3 病気またはケガをいいます。 *4 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *5 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 *6 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。 *7 保険金の受取人が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担するに至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。	

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
傷害補償基本特約	死 亡 保 険 金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ、自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	後遺障害 保 険 金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ、自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	入 院 保 険 金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ、自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	手 術 保 険 金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限り*3。 *1 傷の処置や抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ、自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	通 院 保 険 金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ、自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	特定感染症危険補償特約	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、入院・通院保険金には限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。) ※特定感染症とは… 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した 特定感染症(更新契約の場合を除きます。) 等

保険金をお支払いする主な場合			保険金をお支払いしない主な場合		
入院医療保険金支払特約	入院医療保険金	保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院*1が1日を超えて継続した場合 ▶入院医療保険金日額に入院*1した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気(医学上重要な関係がある病気を含みます。)による入院*2について、60日を限度とします。 ※入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療保険金は重複してはお支払いできません。 *1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。			・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気 ・アルコール依存および薬物依存 ・先天性疾患 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気*2 等 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。))を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。
		扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。(重度後遺障害の例) ■両目が失明したもの ■咀嚼および言語の機能を廃したのもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。			・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。))によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 等
学業費用補償特約	学資費用保険金	扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。(重度後遺障害の例) ■両目が失明したもの ■咀嚼および言語の機能を廃したのもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 *4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 *5 制服代を含みます。			・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・「学業費用補償特約」により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2 等 *1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。))を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払対象となります。
		扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 *4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 *5 制服代を含みます。			
疾病による学業費用補償特約	疾病学資費用保険金	扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 *4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 *5 制服代を含みます。			・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分) ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。))によって生じた損害 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 等
救済者費用等補償特約 + 一部変更に関する特約		国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索援助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合 ■保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった、または保険の対象となる方が遭難した場合 ■急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ■保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 等 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。			・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分) ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。))によって生じた損害 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 等

保険金をお支払いする主な場合			保険金をお支払いしない主な場合		
携行品特約 + 携行品特約の一部変更に関する特約		国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合 ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに)保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手を含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうぎ)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等			・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
		国内における保険の対象となる方ご本人の借戸室*1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※示談交渉は東京海上日動では行いません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 転居した場合は転居先の借戸室をいいます。			・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害 ・借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等
住宅内生活用動産特約 + 住宅外等追加補償特約		国内において、保険の対象となる方が所有する家財に損害が生じた場合 ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに)保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうぎ)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財 等			・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

保険の対象となる方（被保険者）について

「「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入いただける方」

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入できる方は、慶應義塾に在籍する学生・生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます。)または保険期間の終了時点で満23歳未満の方となります。

「保険の対象となる方(被保険者)の範囲」

それぞれの基本補償について、保険の対象となる方(被保険者)は、以下のとおりです。

	こども傷害補償、借家人賠償責任、携行品、生活用動産、 救援者費用等、弁護士費用等、トラブル対策費用	個人賠償責任*2
	本人型	家族型
ご本人*1	○	○
ご本人*1 の配偶者	－	○
ご本人*1 またはその配偶者の同居のご親族	－	○*3
ご本人*1 またはその配偶者の別居の未婚のお子様	－	○*4

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。)

※借家人賠償責任については、ご本人*1が、未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(ご本人*1の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含みます(ご本人*1に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2 個人賠償責任について、ご本人*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含みます(責任無能力者に関する事故に限ります。)

*3 個人賠償責任については、ご本人*1の親権者の同居のご親族も保険の対象となる方に含みます。

*4 個人賠償責任については、ご本人*1の親権者の別居の未婚のお子様も保険の対象となる方に含みます。

！ 育英費用、学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

【「保険の対象となる方(被保険者)」について」における用語の解説】

(1)配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)。

①婚姻意思*5を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること

(2)親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3)未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

